(趣旨)

- 第1条 この要領は、匝瑳市が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常 駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (現場代理人の常駐義務緩和の要件)
- 第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号のいずれかに該当すると きは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。
 - (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等 が開始されるまでの期間
 - (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間
 - (4) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。
- 2 当該工事の現場代理人が他の匝瑳市発注工事、国又は地方公共団体発注工事 (ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。) の現場代理人(主任技術者を兼務する場合を含む。)を兼任することについて、 受注者から申し出があり、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人 の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人 の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。
 - (1) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定 により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するとき。
 - (2) 次のア及びイの条件を満たすとき。
 - ア 兼任する工事は、前項第1号から第3号までに該当するものを除き、全 て請負金額が4,000万円未満(建築一式工事にあっては、8,000 万円未満)であること。
 - イ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第 4号に該当するものは件数に含めないものとする。
- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、 受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人

の常駐を要しないものとすることができる。

(現場代理人兼任等の届出)

- 第3条 匝瑳市は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、現場代理人兼任届(別記様式1)を提出させるものとする。
- 2 前項の規定により届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、 現場代理人兼任届(別記様式1)を提出させるものとする。
- 3 匝瑳市は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、現場代理人兼任解除届(別記様式2)を提出させるものとする。
- 4 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、前3項の規定を準用するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じる ものではない。

附則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。